令和元年9月9日招集

第4回若桜町議会定例会会議録(令和元年9月20日)

若桜町議会事務局

令和元年第4回若桜町議会定例会(第3号)

招集年月日	令和元年9月20日										
招集の場所	若桜町役場(若桜町議会議場)										
開 会	午後3時00分										
応 招 議 員	1番	梶 原		明			6番	小	林		誠
	2番						7番	山	本	晴	隆
	3番	青木	_	憲			8番	中	尾	理	明
	4番	山根	政	彦			9番	前	住	孝	行
	5番	山本	安	雄		-	10番	JII	上		守
不応招議員											
出席議員	1番	梶 原		明			6番	小	林		誠
	2番						7番	Щ	本	晴	隆
	3番	青木	_	憲			8番	中	尾	理	明
	4番	山根	政	彦			9番	前	住	孝	行
	5番	山本	安	雄		-	10番	إال	上		守
欠席議員											
	町	長	矢	部	康	樹	農林建	き設課長	섬	巨々木	、明 仁
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	副	副 町 長		盛田 聖		_	農林建設課参事		山本伸一		
	総務	課長	竹	本	英	樹	ふるさ	と創生課長	名	本	剛
	町民福祉課長		藤	原	祐	11	税務	課長	Ē	前 田	弥 生
	にぎわい創出課長		谷	П	国	彦	教	育 長	弟	斤川	哲也
	保健センター所長		Щ	根	葉	子	教育委	員会次長	Щ	П	由企夫
		爰センター 近長	寺	西	Ĭ	満	出納	室長	上	Ш	恭 子

会議の顛末

本会議(9月20日)

議長 (川上守)

ただいまの出席議員数は、9人であります。 定足数に達しておりますので、これより本 日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第54号 平成30年度若桜町一般会 計歳入歳出決算の認定について、議案第55 号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特 別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 56号 平成30年度若桜町介護保険事業特 別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 57号 平成30年度若桜町後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算の認定について、議案 第58号 平成30年度若桜町簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定について、議案 第59号 平成30年度若桜町公共下水道事 業特別会計歳入歳出決算の認定ついて、議案 第60号 平成30年度若桜町農業集落排水 事業特別会計歳入歳出決算の認定について、 議案第61号 平成30年度若桜町赤松団地 造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て、議案第62号 平成30年度若桜町財産区 造林事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て、議案第63号 平成30年度若桜町索道事 業特別会計歳入歳出決算の認定について、議 案第64号 平成30年度若桜町住宅新築資 金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて、を一括して議題とします。

本件に関する委員長の報告を求めます。 決算審査特別委員会委員長、中尾理明議員。

議員(中尾理明)

若桜町議会報告第26号、決算審査特別委員会審査報告書。

1 付託案件の名称、議案第54号 平成3 0年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて、議案第55号 平成30年度若桜町国 民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について、議案第56号 平成30年度若桜町 介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて、議案第57号 平成30年度若桜町後 期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて、議案第58号 平成30年度若桜町簡 易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて、議案第59号 平成30年度若桜町公共 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて、議案第60号 平成30年度若桜町農業 集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて、議案第61号 平成30年度若桜町赤 松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定 について、議案第62号 平成30年度若桜町 財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定 について、議案第63号 平成30年度若桜町 索道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て、議案第64号 平成30年度若桜町住宅新 築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認 定について。

2 審査の経過、令和元年9月9日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため9月12日、13日、17日、18日、19日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか課長並びに各課長並びに関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3 主なる意見、氷ノ山集客促進事業、一般 財団法人若桜町観光開発事業団に対し、定款 の目的に沿った事業が達成されるよう指導さ れたい。

4 審査の結果、当委員会に付託された議案 第54号、議案第55号、議案第56号、議 案第57号、議案第58号、議案第59号、 議案第60号、議案第61号、議案第62号、 議案第63号、議案第64号は、先に掲げた 主なる意見と、監査委員審査意見を重く受け とめ、行財政運営の改善に努められることを 期待し、認定すべきものと決定しました。 以上です。

議長 (川上守)

ただいま委員長から報告がありましたが、 これについて、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第54号から議案第64号までを一括 して採決します。

本件に対する委員等の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。

議案54号から議案第64号までは、委員 長報告のとおり認定することにご異議ありま せんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって議案第54号から議案第64号 までは、委員長報告のとおり認定することに 決定しました。

日程第2

議案第65号 令和元年度若桜町一般会計 補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第65号 令和元年度若桜町一般会計 補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり 可決されました。

日程第3

議案第66号 令和元年度若桜町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第66号 令和元年度若桜町国民健康 保険事業特別会計補正予算(2号)を採決し ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり 可決されました。

日程第4

議案第67号 令和元年度若桜町介護保険 事業特別会計補正予算(2号)を議題としま す。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第67号 令和元年度若桜町介護保険 事業特別会計補正予算(第2号)を採決しま す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり 可決されました。

日程第5

議案第68号 令和元年度若桜町簡易水道 事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第68号 令和元年度若桜町簡易水道 事業特別会計補正予算(第2号)を採決しま す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり 可決されました。

日程第6

議案第69号 令和元年度若桜町公共下水 事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第69号 令和元年度若桜町公共下水 道事業特別会計補正予算(第1号)を採決し ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり 可決されました。

日程第7

議案第70号 若桜町伝統的建造物群保存 地区保存条例の一部改正について、を議題と します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第70号 若桜町伝統的建造物群保存 地区保存条例の一部改正について、を採決し ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり 可決されました。

日程第8

議案第71号 若桜町索道事業の設置等に 関する条例の一部改正について、を議題とし ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 (中尾理明)

8番、中尾。

議長 (川上守)

原案反対の方の発言を許します。

8番、中尾理明議員。

議員(中尾理明)

議案第71号 若桜町索道事業の設置等に 関する条例の一部を改正する条例について、 反対であります。

本条例の改正は、国民の多くの反対の声を 顧みず、10月から政府が行う消費税10%へ の増税などによるリフト料金の改定を行うも のとされています。国民生活が大変な中、増 税後は年間一世帯当たり8万円の増税となる と計算されています。このようなとき、冬季 シーズンを楽しみに訪れるゲレンデ利用者に 対して、料金引き上げの条例改定は直接な影響を及ぼし、ゲレンデ離れを招きかねません。

私は、増税相当分の利用者への転嫁は避けるべきだと考えます。改定理由のもう1つとして修繕料のことが上げられていますが、これまで町財産としての町営スキー場リフト維持のための必要な修理の大半は、町予算で執行されているものと認識しています。修繕料がかさんできているのでということで、いわばそれをさかのぼって利用者に転嫁する形になってはいないでしょうか。それは避けるべきであります。以上の理由により、私は本条例に反対いたします。

議長 (川上守)

他に、討論はありませんか。

議員 (青木一憲)

はい、3番。

議長 (川上守)

原案賛成の方の発言を許します。 3番、青木一憲議員。

議員(青木一憲)

議案第71号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。このたびのリフト料金の改定は、消費税の増税によって経費がかさむこと並びにリフト整備後30年を経過し、老朽化によりリフトの修繕料もかさんできているため改定されるものです。

しかしながら値上げによる客離れが進むことが懸念されますが、お客様のニーズをしっかりつかみ、いろいろなサービスを期待するとともに、より一層のお客様ファーストで管理運営されることを期待し、賛成いたします。以上です。

議長 (川上守)

他に、討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

議案第71号 若桜町索道事業の設置等に 関する条例の一部改正について、を採決しま す

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立お願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第71号は原案のとおり 可決されました。

日程第9

議案第72号 工事請負契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第72号 工事請負契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり 可決されました。

日程第10

議案第73号 損害賠償の額を定めること について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(計論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第73号 損害賠償の額を定めること について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり 可決されました。

暫時休憩します。

(追加日程配布)

議長 (川上守)

休憩前に引き続き会議を再開します。 お諮りします。

ただいま 矢部町長から議案第74号、議 案第75号、議案第76号が提出されました。 これを日程に追加し、追加日程第1、第2、 第3として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第74号、議案第75号、議案第76号を日程に追加し、日程第1、第2、第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第74号 財産の取得について、を議題 とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案 につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第74号 財産の取得について、でござ いますが、これは、備品購入契約を締結する ことについて、地方自治法第96条第1項及 び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例第3条の規定により、 次のとおり、本議会の議決をお願いするもの でございます。

その内容は、記、1 財産の内容、旧池田小 学校屋内運動場人工芝。2 契約の方法、指名 競争入札。3 契約の相手方、八頭郡八頭町坂 田97-1株式会社オーエムジェイ代表取締 役表陽子。4 取得金額、838万9,700 円。5 取得の目的、旧池田小学校屋内運動場 に人工芝を設置し、住民の体力づくりと交流 の場を提供するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願い申し上げます。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午後 3時17分 休 憩

午後 3時23分 再 開

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第74号 財産の取得について、を採決 します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり 可決されました。

追加日程第2

議案第75号 若桜町監査委員の選任につ いて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第75号 若桜町監査委員の選任につ いて、でございますが、次の者を若桜町監査 委員に選任にしたいと思いますので、地方自 治法第196条第1項の規定により、本議会 の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字赤松〇〇番地。 氏名、谷口秀昭、昭和〇〇年〇月〇〇日生ま れ。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第75号 若桜町監査委員の選任について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異 議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり 同意されました。

暫時休憩します。

(新川教育長 退場)

議長(川上守)

休憩前に引き続き会議を再開します。 追加日程第3

議案第76号 若桜町教育委員会教育長の 任命について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第76号 若桜町教育委員会教育長の 任命について、でございますが、次の者を若 桜町教育委員会教育長に任命したいと思いま すので、地方教育行政の組織及び運営に関す る法律第4条第1項の規定により、本議会の 同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字中原〇〇番地。 氏名、新川哲也。昭和〇〇年〇月〇日生まれ。 以上でございます。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第76号 若桜町教育委員会教育長の 任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異 議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり 同意されました。

暫時休憩します。

(新川教育長 入場)

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第11

陳情第16号 砂防ダム設置に関する陳情書、陳情第17号 林道開設加速に関する陳情書、陳情第18号 屋堂羅川砂防ダム土砂撤去に関する陳情書、陳情第19号 若桜町遺族会の支援に関する陳情書、を一括して議題とします。

審査結果について、教育民生常任委員会委 員長に報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、青木一憲議員。

教育民生常任委員長 (青木一憲)

若桜町議会報告第27号、教育民生常任委 員会審査報告。

1 付託案件の名称、陳情第16号 砂防ダム設置に関する陳情書。2 審査の経過、令和元年9月9日の本会議において当委員会に付

託された上記案件を審査するため、9月19日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、主なる意見と結果を次のとおり報告します。

- 3 主なる意見、町は県に対して引き続き要望をしていくことが必要であると考える。
- 4 審査の結果、当委員会に付託された陳情 第16号は、採択すべきものと決定しました。 続きまして、若桜町議会報告第28号、教 育民生常任委員会審査報告。
- 1 付託案件の名称、陳情第17号 林道開設加速に関する陳情書。2 審査の経過は陳情第16号と一緒なので、割愛させていただきます。
- 3 主なる意見、この事業を早期に完成させるためには、地元自治会としても用地交渉を含め地元住民の協力が不可欠であると考える。
- 4 審査の結果、当委員会に付託された陳情 第17号は、採択すべきものと決定しました。 若桜町議会報告第29号 教育民生常任委

員会審査報告。

- 1 付託案件の名称、陳情第18号 屋堂羅 川砂防ダム土砂撤去に関する陳情書。2 審査 の経過は16号と同じなので、割愛させてい ただきます。
- 3 主なる意見、町は国及び県の砂防ダムに対する基本的な考え方を自治会に説明するなど、住民の理解を得られるよう努力されたい。
- 4 審査の結果、当委員会に付託された陳情第18号は、採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第30号 教育民生常任委員会審査報告。1 付託案件の名称、陳情第19号 若桜町遺族会の支援に関する陳情書。

- 2 審査の結果は前と同じなので割愛させていただきます。3 主なる意見、高齢化も進んでいる背景等を踏まえ、町としても若桜町遺族会に対する何らかの支援が必要と考える。
- 4 審査の結果、当委員会に付託された陳情第19号は、採択すべきものと決定しました。

議長 (川上守)

ただいま教育民生常任委員会委員長から報告がありましたが、これについて、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第16号 砂防ダム設置に関する陳情 書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第16号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第16号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第16号は委員長報告の とおり採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第17号 林道開設加速に関する陳情 書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第17号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第17号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第17号は委員長報告の とおり採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第18号 屋堂羅川砂防ダム土砂撤去

に関する陳情書について、討論はありません か。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第18号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第18号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第18号は委員長報告の とおり採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第19号 若桜町遺族会の支援に関する陳情書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第19号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第19号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第19号は委員長報告の とおり採択とすることに決定しました。

日程第12

議員提出議案第7号 教育民生常任委員会の閉会中の調査研究について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。3番、青木一憲議員

議員 (青木一憲)

議員提出議案第7号 教育民生常任委員会の閉会中の調査研究について。

当委員会は、閉会中において下記の事件の 調査研究を行いたいので、本議会の議決を求 める。

令和元年9月20日。提出者、若桜町議会 議員 青木一憲、賛成者、若桜町議会議員 山 根政彦、同じく中尾理明、同じく梶原明、同 じく川上守。

調査研究の内容、農業の担い手育成について。調査地、福井県若狭町農楽舎。調査期間、 11月25日、月曜。経費、予算の範囲内。 以上です。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第7号を採択します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13

「閉会中の継続調査について」、を議題とします。総務産業常任委員会、教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の 継続調査とすることに決定しました。

日程第14

「議員派遣の件を」議題といたします。 お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条 の規定によって、お手元に配布しました議員 派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案 のとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第4回若桜町議会定例会を閉会い たします。

ご苦労さまでした。

午後 3時38分 閉 会